

産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に  
関する検討会で整理された課題について  
(議論のたたき台)

1 検討会報告で整理された課題

- (1) 循環型社会の形成を担うシステム
- (2) 県民、排出事業者、処理業者、行政等がこれまで行ってきた様々な取組みとの調和
- (3) 税の使途まで含めた制度の全体像についての県民や事業者等の十分な理解
- (4) 産業廃棄物税の有効な使途
- (5) 排出事業者及び処理業者の事務負担への配慮
- (6) 課税客体の適切な捕捉や、不法投棄などの負担回避措置が起きないための監視の強化等、制度の実効性の確保
- (7) 周辺自治体との制度面での調和
- (8) 制度の効率性への配慮

2 前回検討した課題

(1) 循環型社会の形成を担うシステム

(検討会委員からの発言)

- 循環型社会を考えないで、産業廃棄物に対する経済的手法を検討するということはありえない。
- 廃棄物の排出抑制や、環境負荷を低減する手段として、経済的手法は有効である。

(本県が目指すべき方向)

石油・石炭などの有限な天然資源の消費や廃棄物等の発生が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」の形成

- ・ 産業廃棄物の発生抑制
- ・ リサイクルの推進
- ・ 循環利用できない物の適正な処理の促進 など

(2) 県民、排出事業者、処理業者、行政等がこれまで行ってきた様々な取組みとの調和

(検討会委員からの発言)

- 経済的手法は、あくまで補完的・補充的手段にとどまり、主たる手段が別に用意されていて、それを脇から支えるという場合に、最もよく機能する。
- 単に行政上の対応だけではなくて、企業や業界が行う優れた取り組み自体を主たる手段として位置づけ、それを側面から支援し、全体の流れをそちらへ誘導するといったことに経済的手法を使うことが考えられる。

① 県のこれまでの取組み

- 排出事業者や処理業者等の自主的な取組みの促進  
(自主的な取組みの例)
  - ・ 県内の建設廃棄物はかなりの割合がリサイクルされており、特にアスファルト、コンクリート塊はほぼ100%リサイクルされている。
  - ・ 各事業者では廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に取り組んでいる。
- 法律や条例による規制  
排出事業者、処理業者、処理施設の設置者等に対する監視・指導や不法投棄未然防止対策の推進  
(法律：廃棄物処理法など  
条例：福島県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例)

## ② これまでの取組みでの問題点

- 規制的手法では、ある一定量以下に環境負荷を削減することはできるが、それをクリアすればそれ以上のインセンティブは働く。
- 排出抑制やリサイクルでは、経済性の問題があり、コストがかかる場合事業者も取り組みにくい。

## ③ 経済的手法の活用

- 税負担を課すことにより、排出量の削減やリサイクルの推進へ経済的な動機付けが働く。
- 事業者の自主的な取組みに対し、技術的、財政的な支援を行うことで、排出抑制やリサイクルのより一層の促進が図られる。

## (3) 税の使途まで含めた制度の全体像についての県民や事業者等の十分な理解

### (検討会委員からの発言)

○産業廃棄物税を導入するに当たっては、主目的を明確にするというのが大前提。使途をどのようにするのかを、県民に明確にするような形でないと理解は得られない。

○経済的手法を採用すべきか否か検討する際に最も重要なことは、住民や事業者の理解を得ること。少なくともその趣旨は理解できるというところまでもっていくことが望ましい。これがないと、産業廃棄物への金銭賦課は、単に環境保護を名目とする歳入調達としかみられない。

○私たち廃棄物処理業者の立場からいえば、課税については何年も前から少しづつ皆さんの理解を得るべきだと思う。排出事業者の理解を得ないと、適正な料金が徴収できず税を廃棄物処理業者が負担することにもなりかねない。

### (制度面で最初に検討を要する事項)

- ・ 制度の主目的は何か  
(産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、循環利用できない物の適正な処理の促進)

- ・ 税の負担者を誰にすべきか  
(排出事業者、中間処理業者、最終処分業者)
- ・ 何に対して、どの時点で課税すべきか  
(排出時点、中間処分場への搬入時点、最終処分場への搬入時点、埋立時点)

**(理解を得るための手法の例)**

- ・ 環境審議会で、産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者より産業廃棄物の排出量の抑制方策、リサイクルの実態、産業廃棄物税についての考え方などの意見を聴取り、議論へ反映させる。
- ・ パブリックコメントや各地方での説明会を実施し、県民や事業者の幅広い意見を取り入れた制度づくりを行う。また、制度の趣旨に対する理解を深めてもらう。

**(4) 産業廃棄物税の有効な使途**

**(検討会委員からの発言)**

○本当に発生抑制を真剣に考えるということになると、かなりの技術的な開発が必要になることは間違いない。産業廃棄物税に取り組む際には、新しい技術開発や資源を活用するような使途を考えていきたい。

○産業廃棄物処理施設の整備促進とか、不法投棄の未然防止などは、いますぐできることで、有力な使途と考えられる。それから、リサイクルの推進も重要。税をかけるだけではなく、併せて使途も非常に重要な要素になる。

**(使途の例)**

- ① 産業廃棄物に関する国民的理解の促進
  - ・ 環境教育、学習の振興 など
- ② 産業廃棄物排出量の抑制
  - ・ 排出量の削減への技術的支援 など
- ③ リサイクル（物質循環）の推進
  - ・ リサイクル技術の開発支援
  - ・ 環境産業の育成 など
- ④ 産業廃棄物処理施設の整備促進
  - ・ 産業廃棄物処理業者の情報公開支援 など
- ⑤ 不法投棄の未然防止
  - ・ 不法投棄防止対策の強化
  - ・ 優良な処理業者の育成 など

### 3 今回検討する課題

#### (1) 排出事業者及び処理業者の事務負担への配慮

##### (検討会委員からの発言)

○各地の産業廃棄物税の中には、排出事業者を納稅義務者としながら、税の徵収を処分業者に行わせる特別徵収制度を採用しているものがあるが、これを採用する場合には、徵収義務を課される処分業者などの負担に配慮し、その理解を十分に得ることが必要である。

##### (検討を行う視点)

- ・ 排出事業者及び処理業者の事務負担の軽減
- ・ 既存の事務を最大限利用した制度の構築
- ・ 事務負担に対する経済的配慮の必要性 など

#### (2) 課税客体の適切な捕捉や、不法投棄などの負担回避措置が起きないための監視の強化等、制度の実効性の確保

##### (検討会委員からの発言)

○経済的手法を用いることが、住民・事業者の意識向上につながるためにには、その制度が住民・事業者の理解を得られ、なおかつ実効的に守られるように運用される必要がある。

##### (検討を行う視点)

- ・ 排出量や処分量の適切な把握
- ・ 不法投棄の監視の強化
- ・ 税が適切に負担されるための制度の趣旨徹底 など

#### (3) 周辺自治体との制度面での調和

##### (検討会委員からの発言)

○(制度の検討に当たっては、)周辺自治体との調和が求められる。他県から理解を得られないような制度を作るべきではない。また、事業者の立場から言えば、各自治体の制度が不統一であると、それに対応すること自体が一つの負担となるというおそれがある。

##### (検討を行う視点)

- ・ 周辺自治体での制度の導入状況
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 青森県、岩手県、秋田県 | 平成16年1月条例施行  |
| 新潟県         | 平成16年4月条例施行  |
| 宮城県         | 平成16年3月条例案可決 |
- すべての県で、納稅義務者は最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者（中間処理業者を含む）で、最終処分場への産業廃棄物の搬入に課税している。

- ・ 他県で導入している制度における論点  
　　自家処分に対する課税  
　　中核市に対する取扱い　など

#### (4) 制度の効率性への配慮

##### (検討会委員からの発言)

○排出するところで税金をかけて、排出量を減らすのが望ましいが、排出事業者数は、最終処分業者の数に比べるとものすごく多いため、情報収集にコストがかかる。最終処分業者の数は少なく、その時点で税をかければ、排出事業者にもコストの上昇によりゴミを減らすインセンティブが伝わる。

##### (検討を行う視点)

- ・ 制度による徴税コストの違いをどう考えるか
- ・ 徴税コストを考慮した制度構築による制度の趣旨との関係  
(免税点を設けると、すべての事業者に排出抑制の意識が働くなくなる。)

